

(別 紙)

訪問介護報酬引き下げ撤回・引き上げの再改定を求める意見書
(案)

訪問介護は、介護が必要になった初期から終末期までどの時点でも対応できる在宅介護の要である。2000年の介護保険創設以降訪問介護は、低い介護報酬のままで人手不足が深刻である。しかし岸田政権は、今年度の介護報酬改定で訪問介護基本報酬を2～3%減額した。職員の処遇改善加算は引き上げ、合わせればプラス改定と厚生労働大臣らが国会で答弁している。

しかし、処遇改善の加算は賃金改善に使うお金で、経営を支えるのは基本報酬である。訪問介護事業所は3年連続で4割弱が赤字、去年の訪問介護事業者の倒産件数は、過去最多の67件、休廃業も入れると去年は427事業所がなくなっている。4割以上が赤字でいつ閉じるかという状況なのに引き下げでは倒産や閉鎖が爆発的に増えるといえる。

厚生労働省が4月実施の介護報酬改定で訪問介護費の引き下げを行ったことに対し、中央社会保障推進協議会や全労連、全日本民主医療機関連合会は6月3日、引き下げ撤回と報酬再改定を求め厚生労働省・財務省に対し要請。緊急アンケートを実施した大阪や長野などの代表が2か月で集めた約4千人分の「訪問介護費の引き下げ撤回の要請書」を手渡した。大阪社保協のアンケートでは、事業者の9割が「経営が苦しくなる」と答え、8割が「ヘルパーの賃金改善も困難になる」と回答。介護保険制度の改善と介護従事者の処遇改善を求める請願署名29万人余が提出された。

政府が掲げる地域包括ケアシステムは重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができると書いているが、ホームヘルパーなくしては成り立たない。今回の基本報酬引き下げで地域を回る訪問介護の事業所がなくなれば、低所得の老老世帯や一人暮らしの方たちが打ち捨てられる。次期改定の3年後を待たず一日も早く引き下げを撤回すべきである。

よって、国においては、訪問介護報酬引き下げ撤回・引き上げの再改定を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月 日
高松市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} 宛